

第3章

男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

男女間の暴力や性暴力、ストーカー行為等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

性暴力被害については、その被害に遭ったことによる著しい身体的・精神的ダメージに加え、周りに相談できずに一人で抱え込む傾向があります。

また、精神的ダメージにより、PTSDなどの症状が発生する確率が高い傾向にあります。被害を受けてから少しでも早く、相談機関につなげ、精神的負担を軽減し、適切な措置が行われる必要があります。

ストーカー行為による被害についても、事態が急展開して重大事件に発展する恐れがあるため、的確に危険性や切迫性を判断し、検挙と被害者保護の双方を迅速に行うことが重要です。

また最近では、SNSの普及等を背景に、女性の性的画像をネット上で拡散させる犯罪行為も増えており、若年層を中心に啓発を進めることが課題となっています。

第3章 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

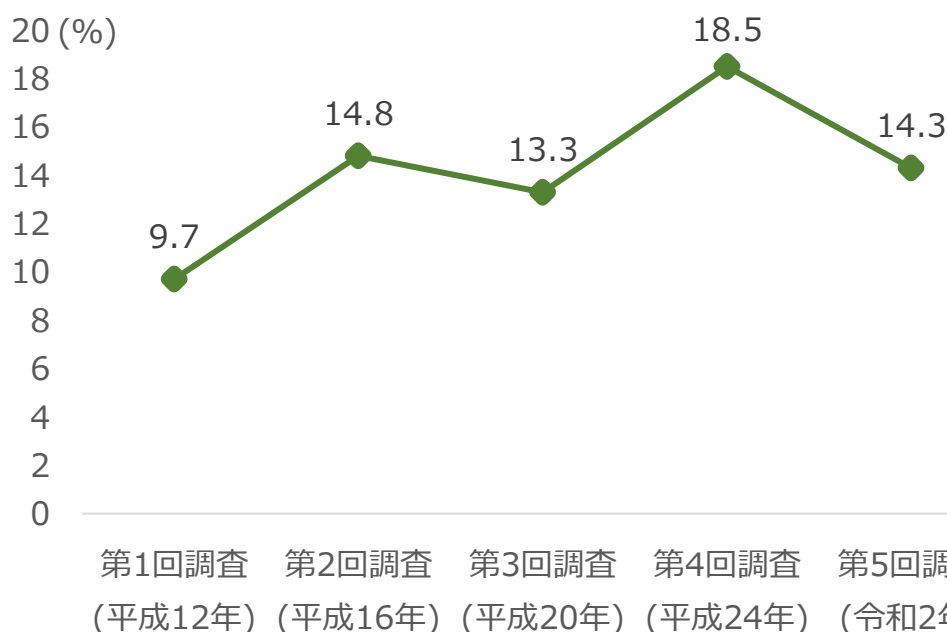
1 性暴力被害者に対する支援

現状・課題

- 性犯罪・性暴力は、人権に深くかかわる社会的な問題であり、配偶者等からの暴力とともに男女平等参画社会の実現に向けた大きな妨げになっています。被害者は身体的・精神的に大きな被害を受けるとともに、ときには安全な生活や職業をも奪われてしまう場合も見られます。
- 被害者の多くは女性ですが、男性や子供が被害を受ける場合もあります。また、被害者の中には、外国人や性的少数者も含まれます。
- 近年では、被害者や支援団体等が声を上げ、性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運が高まってきています。
- 都が設置した犯罪被害者等のための総合相談窓口における性被害に関する相談件数は、平成23年度以降毎年度2,000件を超えており、全体の4割以上となっています。しかし、法務省の「第5回犯罪被害実態（暗数）調査」では、強姦性交等や強制わいせつなどの被害者がその被害を申告したのは14.3%にすぎません(図-14)。
- 内閣府調査では、無理やり性交された被害者の約6割は「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」、「そのことについて思い出したくなかったから」などの理由で被害を誰にも相談していません。また、加害者との関係を聞いたところ、「交際相手・元交際相手」が28.9%と最も多く、次いで「配偶者」が16.2%となっており、親密な間柄での被害が多くなっています。
- また、都内の迷惑防止条例における痴漢被害等の検挙件数は、平成28年から令和2年までの5年平均で約1,700件で推移しています。痴漢は犯罪であり、被害者は大きなダメージを受けています。
- 東京都総務局が実施した性犯罪・性暴力被害者に対する調査では、被害後の他人の言動や態度により「傷ついた」と回答した方は、「加害者及び加害者関係者」が68.6%、次いで「友人、知人」が54.3%、「親、兄弟、姉妹」が51.4%と続きます。また、「捜査関係者（警察）」、「インターネット（SNSを除く。）での書き込み、発言等」、「SNSでの書き込み、発言等」も3割を超えています。

- このように、性暴力については、被害を知られることに羞恥心を覚えたり、関係機関や第三者の不用意な発言によって精神的に傷を負う二次被害を恐れたりすることなどにより、被害を打ち明けることを躊躇する例が少なくありません。また、被害そのものを明らかにできずに警察への届出をためらう傾向にあります。支援の際には、相談しやすい環境整備や二次被害防止に向けた取組が求められます。
- また、被害に遭った女性はできる限り早く、医療的・心理的・法的支援を受けることが必要です。しかし、複数の機関を訪問することは被害者にとって苦痛です。
- このため、都では平成 27 年 7 月から「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業」を開始し、24 時間 365 日体制で相談を受け付けるほか、カウンセリング等の精神的ケア、医療機関・警察等への付添支援等をワンストップで行っています。
- 国は、令和 2 年 6 月に、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を策定し、令和 2 年度から 4 年度までの 3 年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化に取り組んでいます。
- 都では、令和 3 年 2 月に、「第 4 期東京都犯罪被害者等支援計画」を策定し、性暴力被害者の支援については、性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化、相談窓口等に関する情報提供の充実など、被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供に取り組んでいます。
- 今後は、関係機関との連携を更に強化するなどにより、被害者を広く社会全体で支える体制を構築していく必要があります。そのために、関係者に対する研修においては、被害者支援の重要性や被害者への対応のあり方等、内容の充実を図ることが重要です。
- さらに、被害者が身近な窓口で相談できるように、都をはじめ区市町村の相談窓口等での相談対応能力の強化を図る必要があります。
- また、若年女性を対象とした「JKビジネス」やアダルトビデオ出演強要等の被害が続いており、若年層に対する啓発を行う必要があります。
- 様々な困難を抱えた若年女性については、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくい傾向にあります。若年層が相談につながりやすく、適切に保護及び支援を受けられる体制を整備することが必要です。
- また、性暴力の加害者や被害者にならないための教育や啓発を行う必要があります。

図 14 性的事件の被害申告率の推移(全国)



資料：法務省「犯罪被害実態(暗数)調査」より作成

取組の方向性

- 社会全体で性犯罪・性暴力の防止が重要な課題であるという認識をさらに深めるとともに、支援を必要とする人に情報が届くよう、性犯罪・性暴力による被害の相談窓口を周知します。
- 民間支援団体、協力医療機関、警察等の連携で実施している性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業について、関係機関との連携の強化や、関係者に向けた実践的研修の実施等により充実を図ります。
- さらに、身近な窓口でも被害者からの相談に適切に対応できるように、研修等により相談窓口の職員の対応能力の強化を図ります。
- 相談に対する被害者の心理的な抵抗感を取り除き、被害者にとって相談しやすい環境を整備するとともに、被害者のプライバシー保護や二次被害防止に向けて適切に対応します。
- また、痴漢等の対策については、関係機関と連携して取組を進めます。
- 「JKビジネス」やアダルトビデオ出演強要等、若年層を対象とした性暴力被害について啓発を行います。
- 若年層が気軽に相談でき、適切に保護及び支援を受けられるよう、民

間支援団体と密接に連携し、アウトリーチや居場所を確保するなど積極的な支援を行います。

- また、様々な機会をとらえ、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育や啓発を行います。

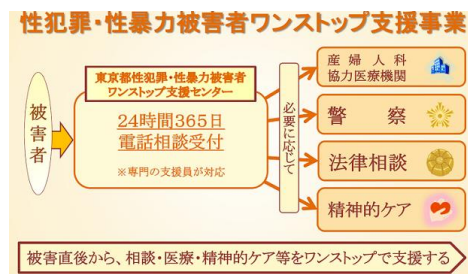
具体的施策

ア 被害者等への支援

番号	事業概要	所管局
192	東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターにおいて、性犯罪・性暴力被害者から 24 時間 365 日体制で電話相談を受け付けているほか、相談内容に応じて、面接相談、病院・警察等への付添い、公認心理師・精神科医のカウンセリングによる精神的ケア、協力弁護士による法律相談など、被害直後からの支援をワンストップで実施します。	総務局
193	東京ウイメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。(再掲)	生活文化局 福祉保健局
194	区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につながるような相談対応能力の強化を図ります。(再掲)	生活文化局
195	区市町村の相談員等に向けた研修に、性暴力に関する相談を受けるに当たっての留意点等を加え、被害者支援の一層の充実を図ります。	生活文化局
196	「犯罪被害者ホットライン」や「ハートさん～ # 8 1 0 3」等の電話相談窓口により、被害者等からの相談に応じるほか、各警察署における被害者相談受理体制の整備、充実を図ります。	警視庁
197	「被害者の手引」の交付により、各種情報提供を行います。	警視庁
198	要請に応じて「被害者カウンセラー」を派遣し、被害者のカウンセリングや捜査員に対する助言等を行います。	警視庁
199	性犯罪被害者の診察等に係る経済的負担の軽減を図るため、緊急避妊薬、性感染症検査及び人工妊娠中絶に係る費用の一部を公費により支出します。	警視庁
200	被害を受けて自宅に居住することが困難となった被害者等に対し、一時的に利用する宿泊施設の費用を公費により支出します。	警視庁
201	被害者の自宅が被害現場となった場合において、清掃業者によるハウス	警視庁

	クリーニングに要する費用を公費で支出します。	
202	被害直後から弁護士に相談して適切な支援を受けられるよう弁護士会等と連携して支援を行います。	警視庁
203	警察官のうち、適任者を「性犯罪捜査員」に指定し、事件の潜在化防止と被害者の精神的負担の軽減を図ります。	警視庁
204	性犯罪捜査員に対し、性犯罪被害者からの事情聴取、供述調書の作成、その他専門的知識及び技能習得に重きを置いた訓練を推進し、捜査能力の向上に努めるとともに、組織的な体制強化をしていきます。	警視庁
205	捜査を迅速かつ的確に推進するため、主管課の専務員が早期現場臨場するとともに、性犯罪捜査員の育成増強を図ります。	警視庁
206	児童ポルノ・児童買春等の根絶に向けて、取締の強化及び少年相談専門職員等による相談・保護の充実を図ります。	警視庁
207	痴漢被害に遭った際に、自ら声を上げられない方を支援する機能を有する警視庁防犯アプリ「Digi Police」の利用促進を図ります。☆	警視庁
208	暴力被害等の困難を抱えた若年女性に対して、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う民間団体と連携し必要に応じて公的機関につながります。☆	福祉保健局

<東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業>



<性犯罪被害相談電話>



<警視庁防犯アプリ(Digi Police)>



イ 普及・啓発

番号	事業概要	所管局
209	都内各大学等の学生等を対象に性犯罪被害に関する知識や性犯罪被害者への適切な接し方を学ぶ、「性犯罪被害に関する研修」を開催し、性犯罪被害者に対する正しい理解の増進を図ります。	警視庁
210	一年を通して広報啓発活動を推進し、性犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体で被害者を思いやり支える気運を醸成します。	警視庁
211	首都圏の鉄道他社と連携し、痴漢撲滅キャンペーンを実施します。☆	交通局
212	痴漢等の迷惑行為に対する抑止となる地下鉄車内に防犯カメラを導入します。☆	交通局
213	鉄道業者と連携し、駅構内におけるアナウンス、ポスターの掲示等を実施します。☆	警視庁
214	企業や学校等と連携し、DVD 等視聴覚教材を活用するなどし、防犯講話や被害防止教室を実施します。☆	警視庁
215	SNS の不適切な利用に起因する性被害等を防止するとともに、青少年のインターネットの適正利用を推進するため、「ファミリールール」講座の運営や普及啓発に取り組みます。	都民安全推進本部
216	スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための啓発活動を推進します。	警視庁
217	若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。（再掲）	生活文化局
218	性犯罪・性暴力を根絶していくために、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育として、「生命（いのち）の安全教育」を推進し、発達段階に応じて、性暴力防止に向けた取組を進めていきます。☆	教育庁

<子どもを守るネットルール TOKYO キャンペーンの様子>



<痴漢対策周知チラシ>



2 ストーカー被害者に対する支援

現状・課題

- ストーカー行為は重大な人権侵害であり、社会的にも許されない行為です。平成 25 年にストーカー規制法が改正され、被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が規制対象に追加されました。平成 28 年の改正では、SNS 等でのメッセージの連続送信や、個人のブログへの執拗な書き込みが規制対象に追加されました。さらに令和 3 年の法改正では、GPS 機器等を利用し無断で位置情報を取得する行為や、被害者の住居や職場等以外の実際にいる場所における見張り等の行為、連続して手紙等の文書を送る行為が規制対象に追加されました。
- 警視庁に寄せられたストーカー行為等に係る相談件数は、平成 28 年以降減少していますが、令和 2 年では 1,232 件となっており、約 80%が女性からの相談です。ストーカー行為を行った者は約 50%が交際相手(元を含む)となっており、全体の約 70%は面識のある者による行為です(図 15,16,17)。
- ストーカー行為は、被害者の平穏生活を害する行為であるとともに、事態が急展開して重大事件に発展する恐れもあります。そのため、ストーカー被害の相談があった場合には、危険性や切迫性を的確に判断し、被害者の安全確保と、ストーカー行為者に対する検挙等の措置を迅速に行う必要があります。
- 内閣府調査では、被害にあった人のうち命の危険を感じた女性の割合は 25.4%と、4 分の 1 以上が命の危険にさらされています。
- また、ストーカー行為において、電子メールやインターネットなどの通信手段が使われていたと回答した人は 40%を超えており、特に、20 歳代の女性は約 75%となっています。
- コミュニティサイト(同じ趣味や興味を持つ人が集まるウェブサイト。掲示板やチャットルーム等が設けられており、情報交換や交流が行われる。)やオンラインゲームなどで知り合ったことから、ストーカー行為につながる例もみられます。
- 若年層に対して、ストーカー行為に遭った時の対応方法とともに、例えば SNS に掲載した情報や写真から個人情報が増えることがあるため安易に掲載してはいけないなど、電子メールやインターネット、SNS 等の利用に関する正しい理解を促す必要があります。

- また、被害者が身近な窓口で相談できるように、都をはじめ区市町村の相談窓口等での相談対応能力の強化を図る必要があります。

図 15 ストーカー行為等相談受理状況(東京都)



資料：警視庁「ストーカー事案の概況」より作成

図 16 ストーカー相談の性別(都:令和 2 年)

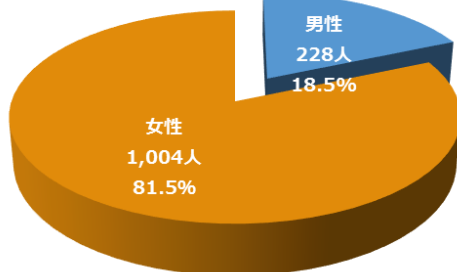
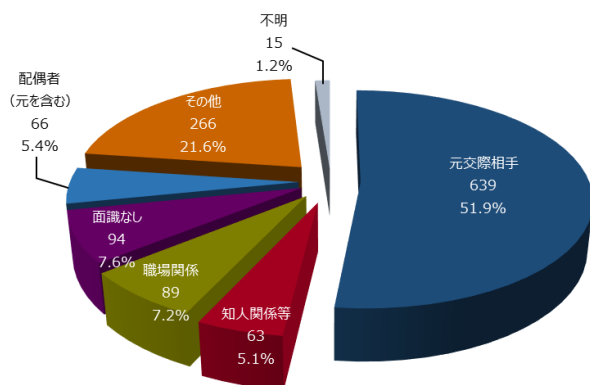


図 17 相談者と行為者の関係(都:令和 2 年)



資料：警視庁「ストーカー事案の概況」より作成

取組の方向性

- 社会全体でストーカー行為の防止が重要な課題であるという認識を深めるとともに、ストーカー行為に関する被害の相談窓口を広く周知します。
- また、被害者からの相談に対し適切に対応できるように、研修等により相談窓口の職員の対応能力の強化を図ります。
- ストーカー行為は、事態が急展開して重大事件に発展する恐れがあるため、危険性や切迫性を的確に判断し、被害者の安全確保と、ストーカー行為者に対する検挙等の措置を迅速に行う体制を整備します。
- また、ストーカー行為の危険性や、インターネット利用等に関する正しい理解を促すための啓発を行います。
- さらに、ストーカー行為が見知らぬ相手によるものではなく、親しい間柄でも起こりやすいことを周知します。

具体的施策

ア 被害者等への支援

番号	事業概要	所管局
219	ストーカー行為は、事態が急展開して重大な結果に発展するおそれが高いなど、警察への早期の相談が重要であることから、相談窓口を広く周知し、適切に対応します。	警視庁
220	相談時に適切な対応ができるようにするため、各警察署員に対する研修の充実、強化を図ります。	警視庁
221	各種法令に基づく検挙活動、保護対策等、被害者等の安全確保のために最も効果的な対策を実施していきます。	警視庁
222	東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。(再掲)	生活文化局 福祉保健局
223	区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につながるような相談対応能力の強化を図ります。(再掲)	生活文化局

イ 普及・啓発

番号	事業概要	所管局
224	若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。（再掲）	生活文化局
225	ストーカーの被害者にならないための内容のほか、本人が気が付かないうちにストーカー行為をすることがないように、加害者にならないための内容を盛り込むなど、被害者・加害者の両面からなるリーフレットを作成し、被害者・加害者を生まない社会の構築を目指します。	都民安全推進本部
226	ストーカー、リベンジポルノ、痴漢・盗撮をはじめとした性犯罪など、主に女性を狙った犯罪被害を防止するための具体的対処要領等について専門講師による講習会を実施し、大学生、専門学校生などの狙われやすい年齢層を中心に被害防止能力の向上を目指します。	都民安全推進本部

<女性の犯罪被害防止リーフレット>



<女性の犯罪被害防止講習会の様子>



3 セクシュアル・ハラスメント等の防止

現状・課題

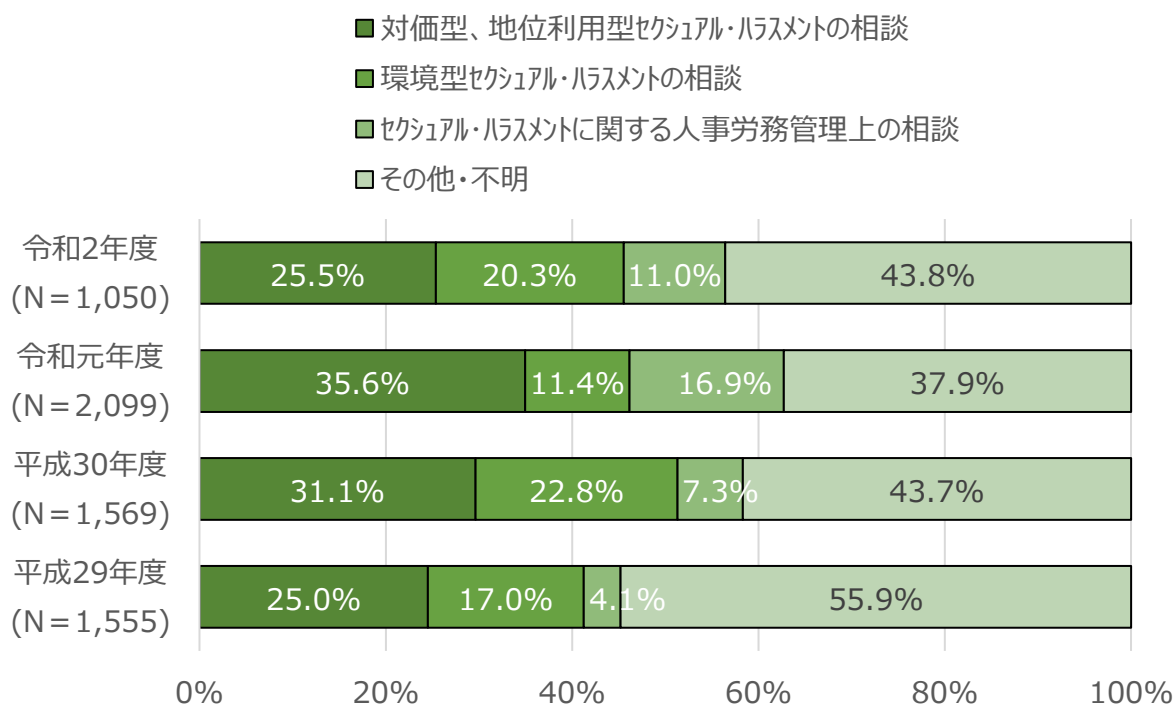
- セクシュアル・ハラスメント¹⁴は、被害者の人権を著しく侵害し社会的にも許されない行為です。雇用の場だけでなく、教育や福祉などの現場や地域社会、スポーツの分野など多くの場面で起こる可能性があり、性別、性自認・性的指向を問わず誰でも被害者となるおそれがあります。
- 東京都男女平等参画基本条例第 14 条では、「何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない」ことを定めています。
- 雇用の場では、男女雇用機会均等法により、事業主に対し、セクシュアル・ハラスメントの防止措置をとることが義務づけられており、これは女性だけでなく男性に対するセクシュアル・ハラスメントも対象となっています。
- 教育現場においても、セクシュアル・ハラスメントへの対応が求められています。都内の教育機関では、これまでも教職員の研修や相談窓口の設置などの取組が行われていますが、今後も、教育の場における人権侵害の防止と被害者の保護を徹底する必要があります。
- 性自認や性的指向に関するハラスメントやアウティング¹⁵といった S O G I¹⁶ハラスメントへの対応も必要です。
- セクシュアル・ハラスメントを受けると、被害者は精神的な苦痛を被り、心身の不調に陥ったり、職場で起こった場合には退職に追い込まれたりするなど、被害者の生活に重大な影響が及ぶことも少なくありません。
- また、周囲の人たちの無理解や、不用意な言動などにより被害者が更に心の傷を深くしてしまうこともあり、今後も広く普及啓発に取り組むことが重要です。
- 被害にあった人が身近な相談窓口で相談できるよう、都のみならず、区市町村の相談窓口等での相談対応能力の強化を図る必要があります。

¹⁴ セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

¹⁵ アウティング 本人の同意なく、その人の性自認や性的指向に関する情報を第三者に暴露すること。

¹⁶ S O G I (ソジ) 性自認及び性的指向のこと。性的指向 Sexual Orientation 及び性自認 Gender Identity の頭文字

セクシュアル・ハラスメントに関する相談の内容(都)



資料：東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」より作成

取組の方向性

- セクシュアル・ハラスメントは社会的に許されない行為であることを広く周知徹底するため、普及啓発や相談体制の充実など必要な対策を進めます。
- 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けては、使用者への啓発を含め、具体的な取組方法や行政による支援策等を周知し、主体的な取組を促します。
- 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、取組を充実させます。
- 被害にあった人からの相談に適切に対応できるように、研修等により相談窓口の対応能力の強化を図ります。

(注)ハラスメントに関する取組は、「I 東京都女性活躍推進計画第1章 4 職場や就職活動におけるハラスメントの防止」にも記載があります。

具体的施策

ア 相談・普及啓発

番号	事業概要	所管局
227	東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、相談に応じます。	生活文化局 福祉保健局
228	区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口になくことができるよう相談対応能力の強化を図ります。（再掲）	生活文化局

イ 労働相談

番号	事業概要	所管局
229	労働者・使用者双方に対して、セクシュアル・ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談、あっせんを行います。	産業労働局

ウ 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策

番号	事業概要	所管局
230	各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を設置して、都におけるハラスメントの防止を図ります。	総務局
231	各局にセクシャル・ハラスメント相談員を設置して、職員からの相談・苦情を受け、また職員に対して適切な指導及び助言を行います。	各局
232	講師養成研修「人権・同和問題科」 都政に携わる全ての職員の人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめ女性、子供などの様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めます。また、ハラスメントに関する研修も行います。	総務局
233	新任研修「新任研修（前期）」 「人権」の科目において、ハラスメントに関する講義の中で男女雇用機会均等法に触れながら、ハラスメントに関する研修を行います。☆	総務局

234	ハラスメント対策研修 ハラスメントの具体的事例を重点的に検討し、困難事例への対処法を学ぶ研修を行います。☆	総務局
235	ダイバーシティ時代のハラスメント対策 すべての職員の働きやすさはもとより、多様性を認め合うことも含めた、総合的なハラスメント対策を行います。☆	総務局
236	職員を対象に男女平等参画についての研修を実施します。	各局
237	公立学校の1年次（初任者）研修や中堅教諭等資質向上研修、管理職研修（候補者を含みます。）において、セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を実施します。	教育庁

4 性・暴力表現等への対応

現状・課題

- メディアや公共空間においては、表現の自由を十分に尊重しつつ、違法な性・暴力表現の制作・流通により、当該被害者のプライバシーが侵害されたり、名誉を毀損されたりすることを防止する必要があります。
- 平成 26 年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」が改正され、平成 27 年 7 月から児童ポルノを所有するなどの行為について、罰則が適用されるようになりました。都では、平成 29 年に「東京都青少年の健全な育成に関する条例」を改正し、児童ポルノに当たる画像を不当に送信するよう要求する行為を禁止する規定を罰則付きで新設しました。
- また、交際相手に性的画像等を提供してしまい、のちにインターネットに掲載・拡散する、いわゆるリベンジポルノの被害が社会的な問題となり、平成 26 年 11 月に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が制定されました。私事性的画像に係る事案の相談件数は、私事性的画像被害防止法が施行された平成 26 年以降増加傾向にあり、令和元年は、全国で約 1,500 件となっています。
- スマートフォンの普及により、SNS やアプリ等を活用して、インターネット上で、より手軽に様々な情報を手に入れたり、交友関係を広げたりすることができるようになりましたが、その反面、メッセージやチャット機能等を悪用したトラブルや性犯罪などに巻き込まれるケースが増えています。
- こうした被害に巻き込まれないように、インターネット利用等に関する正しい理解を促すことが大切です。インターネット上の情報は、必ずしも正しいものばかりとは限りません。一人一人が情報を主体的に読み解き、その情報を見極めて取捨選択する能力や自ら発信する能力（メディア・リテラシー）を身に付けることが重要です。
- また、被害に遭ってしまった場合には、身近な窓口で相談できるように、都をはじめ区市町村の相談窓口等での相談対応能力の強化を図る必要があります。

取組の方向性

- メディアや公共空間における性・暴力表現については、法の遵守はもちろんのこと、メディア事業者自身による倫理規定の遵守など、自主的な取組も必要です。
- インターネット等の利用環境の整備や適正な利用に関する普及啓発等を行います。
- トラブルや犯罪に巻き込まれないようにするため、情報を発信する責任や情報リテラシーなどメディアへの対応能力を育成します。
- また、インターネット利用等に関する正しい理解を促すための取組を進めます。
- リベンジポルノや性・暴力表現に関わるトラブルの被害にあった人からの相談に対応できるように、研修等により相談窓口の対応能力の強化を図ります。

具体的施策

ア メディアへの対応

番号	事業概要	所管局
238	「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、著しく性的感情を刺激するなど、青少年の健全な育成を阻害する図書類の区分陳列を徹底します。	都民安全推進本部
239	「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報を取り除くためのフィルタリングの普及を推進します。	都民安全推進本部
240	青少年がインターネット等を利用する際の家庭でのルール作りを支援することで、保護者が青少年のインターネットの利用を的確に管理できる環境を整え、有害情報から青少年を守ります。	都民安全推進本部
241	情報活用能力向上推進事業や教職員研修センター等における教員研修を通して、性や暴力表現を扱ったメディアから児童・生徒を守ることを含め、情報を発信する責任や情報モラル、リテラシーに関する教育の充実を図ります。	教育庁

イ 被害者への支援等

番号	事業概要	所管局
242	東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じます。(再掲)	生活文化局 福祉保健局
243	区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につながるような相談対応能力の強化を図ります。(再掲)	生活文化局
244	サイバーパトロールのほか、各種相談事案を通じて違法情報を収集し、対策と取締りを推進します。	警視庁

ウ 普及・啓発

番号	事業概要	所管局
245	SNS の不適切な利用に起因する性被害等を防止するとともに、青少年のインターネットの適正利用を推進するため、「ファミリールール」講座の運営や普及啓発に取り組みます。(再掲)	都民安全推進 本部
246	ストーカー、リベンジポルノ、痴漢・盗撮をはじめとした性犯罪など、主に女性を狙った犯罪被害を防止するための具体的対処要領等について専門講師による講習会を実施し、大学生、専門学校生などの狙われやすい年齢層を中心に被害防止能力の向上を目指します。(再掲)	都民安全推進 本部
247	スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための啓発活動を推進します。(再掲)	警視庁
248	若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。(再掲)	生活文化局
249	青少年がインターネットやスマートフォン利用に伴うトラブルや犯罪に巻き込まれないよう、青少年やその保護者、学校関係者などを対象に、インターネットやスマートフォンに関する各種トラブルや悩みについて気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」を運営します。	都民安全推進 本部

<こたエール>



<ファミリー e ルール>



<SNS の不適切な利用に起因する青少年の性被害防止に向けた普及啓発>

